

介護老人保健施設「えんやま」料金表

* 基本料金:(1)+(2)+加算⑦の料金をお支払いいただきます。

(単位／円)

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (1割負担分)	施設サービス費(1日分)	695	740	801	853	904
	〃 (30日分)	20,850	22,200	24,030	25,590	27,120
	加算			56	(①+②+③)	
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	第4段階		1,380		
		第3段階		650		
		第2段階		390		
		第1段階		300		
	居住費	第4段階		2,640		
		第3段階		1,310		
		第2段階		490		
		第1段階		490		
第4段階	(1)+(2)	合計／1日	4,771	4,816	4,877	4,929
		合計／30日	143,130	144,480	146,310	147,870
第3段階	(1)+(2)	合計／1日	2,711	2,756	2,817	2,869
		合計／30日	81,330	82,680	84,510	86,070
第2段階	(1)+(2)	合計／1日	1,631	1,676	1,737	1,789
		合計／30日	48,930	50,280	52,110	53,670
第1段階	(1)+(2)	合計／1日	1,541	1,586	1,647	1,699
		合計／30日	46,230	47,580	49,410	50,970

※負担限度額認定を受けられている場合は、段階に応じた金額となります。

※テレビ・髭剃り等電化製品の使用に関しては、別途持ち込み料金をいただきます。

第4段階	下記以外の方		
第3段階	世帯全体が市町村民税	課税年金収入と合計	80万円を超える
第2段階	非課税者	所得金額の合計が	80万円以下
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者		

※認定を受けるためには、介護保険負担限度額認定申請書を市町村に提出し、該当となれば認定されます。

※平成27年8月から、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者<65歳以上の人>の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上)がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (2割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,390	1,480	1,602	1,706	1,808
	〃 (30日分)	41,700	44,400	48,060	51,180	54,240
	加算			112	(①+②+③)	
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費			1,380		
	居住費			2,640		
(1)+(2)	合計／1日	5,522	5,612	5,734	5,838	5,940
	合計／30日	165,660	168,360	172,020	175,140	178,200

*加算

(1単位=10円)

種類	単位数	算定単位	備考
①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18	1日につき	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上
②夜間職員配置加算	24	1日につき	夜勤帯において介護及び看護職員を2名以上配置
③栄養マネジメント加算	14	1日につき	栄養ケア計画により管理が行われている場合
④短期集中リハビリテーション実施加算	240	1回につき	入所日から起算して3月以内に算定可
⑤療養食加算	18	1日につき	療養食が提供されている場合
⑥初期加算	30	1日につき	入所から30日以内の期間について算定可
⑦介護職員待遇改善加算(Ⅰ)	備考算出方法 により算定	1月につき	総単位数の1000分の27に相当する単位数
⑧外泊時費用		1日につき	月6日まで所定単位数に代え算定 ただし外泊初日・最終日は算定不可

※①②③⑥⑦⑧はすべての方が対象となります。

※④⑤については、該当の方に算定させていただきます。

※⑧については、外泊時、施設サービス費(1日分)に代えて算定します。

※その他の加算につきましては、隨時ご説明の上で算定させていただきます。

その他の加算について

入所前後訪問指導加算 I : 450単位／入所中1回を限度として算定。

入所前後訪問指導加算 II : 480単位／入所中1回を限度として算定。

退所前訪問指導加算 : 460単位／入所中1回を限度として算定。

退所後訪問指導加算 : 460単位／退所後1回を限度として算定。

退所時指導加算 : 400単位／退所時1回 または試行的退所時月に1回を限度として3回まで。

退所時情報提供加算 : 500単位／1回に限り算定。

退所前連携加算 : 500単位／1回を限度として算定。

老人訪問看護指導加算 : 300単位／1回を限度として算定。

経口移行加算 : 28単位／1日につき 180日を限度とする。

緊急時施設療養費 (1)緊急時治療管理 511単位／1月に1回、連続する3日を限度とする。

(2)特定治療 診療報酬点数×1単位

所定疾患施設療養費 : 305単位／1月に1回、連続する7日間を限度として算定する。

地域連携診療計画情報提供加算 : 300単位／1回を限度として算定。